

## 第26号の内容

- ▼ 気をつけて！それってマルチ商法かも！  
～楽にもうかる「うまい話」はありません～
- ▼ 次々に布団を買わされ総額300万円！？
- ▼ 貸出ビデオのご案内

## 気をつけて！それってマルチ商法かも！

### ～楽にもうかる「うまい話」はありません～

#### ◆ ストップ！マルチ商法被害3センター連携事業 ～マルチ商法についての情報をお寄せください～

大学生を中心に若者の間でマルチ商法に関する被害が続いています。滋賀県消費生活センター、京都府消費生活安全センター、京都市生活総合センターの3センターに寄せられるマルチ商法に関する相談においても4～5割が20歳代以下の若者に集中しています。

このため、多くの大学が立地し、また府県を超えてキャンパスを持つ大学がある滋賀県と京都府・京都市が連携し、各大学の協力を得て、学生のみなさんへの啓発や潜在化している被害者の掘り起こしに共同で取り組み、効果的に大学生のマルチ商法の被害拡大防止を図ります。



◆実施期間：平成24年3月～6月

◆実施内容：各大学への啓発ポスターの掲出および大学コンソーシアムのホームページでの広報により、メールまたは電話で相談や情報提供を呼びかけます。

◆主催：滋賀県消費生活センター、京都府消費生活安全センター、京都市消費生活総合センター

◆後援：大学コンソーシアム京都、環びわ湖大学・地域コンソーシアム

◆ポスター作品制作：京都造形芸術大学マンガ学科 長門ひかる さん

◆情報提供、相談は・・・



**0749-23-0999**

平日・土日

午前9時15分から午後4時まで、祝日・年末年始は除く

◇パソコンから・・・

滋賀県消費

検索

滋賀県消費生活センターHPへ

◇携帯から・・・



## ◇マルチ商法とは

マルチ商法は、健康食品などの商品やサービスを販売する形をとり、他の人を会員に勧誘することで利益が得られると誘って、代金などを支払わせて販売組織に次々に加入させる商法です。ネットワークビジネスなどとも言われています。

友だちなどから「絶対に儲かる」「すぐに元が取れる」と勧誘されて契約したが、思うように売れずに借金と商品だけが残ったというトラブルが発生しています。執拗な勧誘をすると人間関係悪くなるだけでなく、ウソの説明をすれば自分自身が加害者になってしまう可能性があります。

「誰でも簡単に儲けられる」などと勧誘していますが、楽しんで儲かる話はありません。

消費者金融の利用やクレジット契約をしないとできないような取引は危険です。ウソの職業や年齢などを書くように言われた場合は契約してはいけません。



## ◇契約してもあきらめないで！

契約してしまっても、法定の契約書面を受け取ってから20日以内であれば契約解除（クーリング・オフ＝一定期間内であれば無理由・無条件で契約を解除できる制度）することができます。

マルチ商法は、販売組織から解放されやすくするために、特別の解約返品権が認められています。

入会后1年以内に退会した場合は、退会申出前90日以内に受け取った商品で未使用のものは解約・返品ができ、それに伴う損害賠償の上限も規定されています。クーリング・オフ期間を過ぎても、**あきらめず消費生活相談窓口**に相談してください。

消費生活相談窓口



**楽しんで簡単に儲かる話など、どこにもありません。  
ハイリターンとハイリスクは背中合わせ。  
安易に応じると、あなたの大切なお金も友だちも失いかねません。**

# 次々に布団を買わされ総額300万円! ?

夜7時頃、突然業者が羽毛布団の訪問販売にきた。「布団はあるのでいらぬ」と断ったが、話だけという事だったので、話だけならいいと思って自宅に上げたところ「見本があるので試して」と布団を敷かれた。試してみたが、とにかく高額なのですぐに決心がつかず悩んでいると「値引きをする。ローンで月々1万ほどにする」と言われ、さらに悩んだが、業者がきてから4~5時間たち、夕食も食べておらず、明日も仕事があると思うと早く帰ってほしいと思い契約書にサインした。

その後複数回にわたり、防湿パッドや布団カバー等を次々に契約させられ、クレジットを組んだり、クレジットが通らなくなると消費者金融でお金を借りるよう言われ、契約の総額は300万円近くになった。

支払っていけるか不安で、本当に必要とも思わないので、今までの契約を解除し、全額返金して欲しい。(20歳代 男性)



\* 一人暮らしの大学生や新社会人などの若者が、訪問販売の被害にあったという消費者トラブルの相談が多数寄せられています。

\* 社会経験の少ない若者を狙って、高額な布団や浄水器等を売りつけます。

\* 不審な業者を自宅に上げてはいけません。話を聞くだけと思っても、契約するまで長時間居座られることもあります。

必要ないと思ったら、玄関のドアは開けず、きっぱりと断りましょう。

また高額な契約はその場で自分だけで決定するのではなく、家族に相談しましょう。



\* 訪問販売で購入したものは8日以内であればクーリング・オフ（一方的に無条件で契約が解除できる）制度があります。契約してしまっても取り消すことができますので、消費生活センター等に相談してください。

\* また事業者の不適切な行為（不実告知、不退去/退去妨害等）により自由な意思決定が妨げられ結んだ契約は取り消すことができると定められており、クーリング・オフ期間を過ぎても対応できる場合がありますので、あきらめずに消費生活センター等に相談してください。



\* 春は入学・就職で、初めて親元を離れ一人暮らしを始める方も多いと思います。事前にご家庭でこのようなトラブルにあわないよう話し合ってくださいとともに、離れて暮らしていても頻りに連絡を取り合うなど、トラブルの防止・早期発見に家族で取り組みましょう。

\* 心配なときは、消費生活センター等へご相談ください。

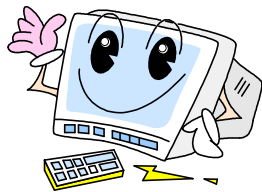
**滋賀県消費生活センター 0749-23-0999**

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで

祝日・年末年始は除く







# 貸出ビデオのご案内

消費生活センターでは、消費者問題啓発を目的として消費生活に関するビデオやDVDの貸出を行っていますので、地域での学習会や集い、学校での授業にご活用ください。

貸出のお問い合わせは、消費生活センター 0749-27-2234 までどうぞ。

## ◆◇今年度の貸出ベスト3◆◇

### 第1位 悪質業者の視点（高齢者向け DVD24分）

“だます側”の視点を盛り込み、悪質業者の手口をリアルな再現ドラマで紹介。途中で選択肢の出題があり、学習会にピッタリの内容です。

### 第2位 しまった!こまった!だまされた!（若者向け DVD25分）

親しみやすいアニメーションで、ネットオークション、マルチ商法を例に、契約トラブルの回避方法と対処方法を学習いただけます。授業や新入社員研修にオススメです。

### 第3位 悪質商法ネタばらし～若者を狙うだましの手口（若者向け DVD30分）

マギー審司さんをモデルに、再現ドラマを交え、「架空・不当請求」「アポイントメントセールス」「キャッチセールス」「マルチ商法」の対処法と、「クーリング・オフ制度」をわかりやすく解説。

## ◆◇今年度の新規購入ビデオ◆◇

- 消費者センスを身につけよう（中学生向け DVD 22分）
- 「大人社会へのパスポート」～身近なマネートラブルを考えよう!～（高校生向け DVD 20分）
- ケータイ安全教室（①入門編・②応用編・保護者・教員編の3枚組 / シニア向け DVD各30～45分）
- 自分らしい明日のために～早見優が案内する成年後見制度（一般向け DVD 30分）
- 伝えたい実現したい自分の生き方～三遊亭円楽が案内する任意後見制度（一般向け DVD 30分）
- ヒヤリ・ハットから子供まもり隊（乳幼児・児童の保護者向け DVD 18分）
- 大地震発生!東日本大震災・阪神・淡路大震災から学ぶ（一般向け DVD 18分）
- NHK新家庭科ベストセレクション（DVD各20分）

将来のための経済計画/日本の食生活と文化/食の安全と輸入大国日本/安全な住居～防災・防犯編

☆ビデオはこのほかにも各種そろえていますので、どうぞご活用ください。

☆貸出ビデオのリストは滋賀県消費生活センターのホームページの「消費者学習支援」

(<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>) に掲載しています。

「くらしのかわら版」第26号（平成24年3月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成24年5月上旬に発行予定です。